【Q&A】論文申請にかかる手続きの詳細について

（2018 年 5 月 24 日版）

| 質問区分 | Q | A |
|---|---|---|
| 提出時 | Q1<br>提出時に印鑑は必要ですか？ | A1<br>必須ではありません。しかし、万一記載事項に修正すべき箇所が見つかった場合に必要なため、持参（シャチハタ不可）を推奨します。 |
| 提出書類 | Q2<br>提出書類の押印箇所ですが、印鑑でなくサインでよいですか？ | A2<br>外国籍の方で印鑑をお持ちでない場合はやむを得ないですが、通常の日本国籍の方は押印してください。 |
| 提出書類 | Q3<br>１セットが分厚く、冊数も多いのですが、どう提出したらよいでしょうか？ | A3<br>学域から特段の指定が無ければ、「レールファイル」や「フラットファイル」等で束ねて提出することを推奨します。何セットも提出するので、セットの中身がバラバラにならないようにしてあれば、問題ありません。<br>☆ワンポイント：ホチキス留めはしないでください。分厚くなり針が通りにくい上、提出直前に不備が見つかった際にも差替がしづらいようです。また、製本（糊とじ・リングとじ）提出を指定されている場合であっても、１セットは製本しない状態で提出ください。 |
| 提出書類 | Q4<br>１セットの中でとじる順番はありますか？ | A4<br>掲示した順番でとじてください。<br>【修士申請の方】<br>① 別紙様式１　主論文表紙<br>② 別紙様式２　学位申請書<br>③ 別紙様式３　学位論文要旨<br>④ 論文<br>⑤ 別紙様式４　許諾書（共著の方のみ）<br>⑥ 副論文（参考論文：提出希望の方のみ）<br>⑦ 研究倫理審査判定通知書（写）（該当者のみ）<br>⑧ 別紙様式５　修士論文の公開・複写許諾に関する申出書<br>※ ②と⑧は１セット分のみで可。（製本しないセットに入れてください。）<br>※ 副論文がある場合は、当該分の⑤・⑦・⑧も、提出ください。<br>【博士申請の方】<br>① 別紙様式１　主論文表紙<br>② 別紙様式２　学位申請書<br>③ 別紙様式３　学位論文要旨<br>④ 論文<br>⑤ 別紙様式４　許諾書（共著の方のみ）<br>⑥ 別紙様式５　研究業績一覧<br>⑦ 別紙様式６　履歴書<br>⑧ 研究倫理審査判定通知書（写）（該当者のみ）<br>⑨ 副論文（参考論文：提出希望の方のみ）<br>⑩ 論文提出の前提条件として提出が指定されている論文または掲載決定通知<br>⑪ 要約（全文のインターネット公開が出来ない方のみ）<br>⑫ 別紙様式７　博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）に関する申出書<br>※ ②と⑫は１セット分のみで可。（製本しないセットに入れてください。）<br>※ 副論文がある場合は、当該分の③・⑤・⑧・⑪・⑫も、提出ください。<br>※ 論文博士申請の方は、「住民票記載事項証明書（本籍記載のあるもの）」と「資格審査合格通知書（写）」も製本しないセットに入れること。 |

| | | |
|---|---|---|
| 提出書類<br>*別記様式４ | Q5<br>「別紙様式４　許諾書」ですが、共著者が各地にいるため、複数枚に分けて提出してよいですか？ | A5<br>構いません。 |
| 提出書類<br>*別記様式４ | Q6<br>共著者が海外在住の方なので、共著者が自署押印したものをメールやFAXで送ってもらい、それを印刷したもので提出してもいいですか？ | A6<br>原本での提出をお願いしており、それは共著者が海外の方であっても同様です。なお、共著者の方へは、返信用封筒や国際返信切手券等を添え、時間的にも余裕を持って依頼することを推奨します。 |
| 提出書類<br>*別記様式６ | Q7<br>欄（学歴・資格免許・職歴）が足りないのですが、どうしたらいいですか？ | A7<br>適宜増やして（含、幅の調節）ご対応ください。 |
| 提出書類<br>*別記様式７ | Q8<br>「別紙様式７　博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）に関する申出書」に記載する、学位授与の予定日はいつですか？ | A8<br>以下の記載でお願いいたします。<br>9 月修了者：9 月 30 日<br>3 月修了者：3 月 25 日 |
| 提出書類<br>*別記様式７ | Q9<br>多くの場合、論文の著作権は掲載雑誌社にあります。「別紙様式７　博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）に関する申出書」で、自分としては「全文の公表」でも構わないのですが、その場合の雑誌社への著作権の確認は、大学が行ってくれるのでしょうか？ | A9<br>通常の論文の場合は大学が行うのですが、平成 25 年 12 月から学位論文（含、副論文）についてのみ対応が異なることになりました。学位論文（含、副論文）だけは、雑誌社への著作権確認は、ご自身でお願いいたします。なお、著作権保護のため、「全文の公表」は雑誌社側が断る場合もあるようです。その際は、「要約の公表希望」とし、「要約」を提出してください。<br>☆ワンポイント：博士論文は原則全文公開なのですが、諸事情で公表できない場合には要約で代える、というものです。「本文」の公開制限範囲を考慮しつつも、「要旨」との違いを意識し、適切な「要約」をご準備ください。<br>要旨…誰がどのようなものを書いたか等、ポイントをまとめたもの。<br>要約…論文全体を網羅的に圧縮したもの。 |
| 提出書類<br>*別記様式７ | Q10<br>学域で、主論文の他に「論文提出の前提条件として学術論文が〇編以上あること」が指定されています。こちらの学術論文についても、「別紙様式３　学位論文要旨」「別紙様式４　許諾書」及び「別紙様式７　博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）に関する申出書」は必要でしょうか？ | A10<br>あくまで「前提条件」でしかない論文で、学位審査に関与するものではないため、当該分は不要です。「副論文」として提出が指定されている学域のみ（現時点の本研究科においては理学療法科学域・作業療法科学域の博士論文申請者）、副論文分も「別紙様式３」「別紙様式４」「別紙様式７」「要約」及び「研究倫理審査判定通知書（写）」を提出してください。 |
| 提出書類<br>*別記様式７ | Q11<br>論文投稿雑誌社との契約の都合で、学位授与日から半年間は | A11<br>要約の提出は不要です。お手数ですが、意思表示のため、お日付を記入の後、「まで」を「以降」に修正してご提出ください。当該日付 |

| | | |
|---|---|---|
| | 不可ですが、それ以後なら全文公開可能です。「学位授与後 1 年以内」には当たると思うのですが、その意思表示や要約の準備はどうすればよいですか？ | まで図書館内で保存し、それ以降に公開するようにします。<br>☑【全文の公表】<br>私が執筆した博士論文（全文）について、インターネット公表に関する権利関係を確認した結果、●●年●●月●●日（学位授与後 1 年以内）~~まで~~以降に公表することに問題はありません。 |
| 提出書類<br>*別記様式 7 | Q12<br>「要約公開」が認められれば、全文データの提出は不要でしょうか？ | A12<br>いいえ。博士論文につきましては、国立国会図書館へ、大学からデータ提供が必須です。「要約公開」を希望する方であっても、指定期日（9 月修了の方は 9 月の教授会前日、3 月修了の方は 2 月の教授会前日）までに、製本論文と共に全文データも提出いただきます。 |
| 提出書類<br>*別記様式 7 | Q13<br>「要約公開」が認められれば、全文が公開されることはありませんか？ | A13<br>いいえ。本学の図書館内では学位規則に基づき製本版については閲覧に供します。 |
| 提出書類<br>*別記様式 7 | Q14<br>本学図書館で保存されている製本版の複写の取扱いはどうなりますか？ | A14<br>余白部分（1 枚目の左下等）に、次の 3 つからどの取扱いにするか、記載をお願いします。条件等があれば、さらに続けてください。<br>・全文複写を許諾<br>・一部複写を許諾（全文の半分以下まで）<br>・複写は一切不可<br><br>なお、博士論文製本版は公表された著作物です。また、著作権法において、図書館で所蔵している場合、希望する者があれば、一部（全文の半分以下まで）の複写が認められます。著者の許諾があれば全文複写も可能です。よって、何も記載がない場合は、「一部複写を許諾（全文の半分以下まで）」の取扱いとなります。特許や個人情報の関係で複写が困る方は、その旨を明記してください。<br><br>また、閲覧・複写にかかる本取扱いは、本学図書館内のみならず、国立国会図書館でも準用させていただきます。予めご了承ください。 |
| 提出書類 | Q15<br>論文博士申請を予定しているのですが、海外在住の為、住民票が日本にありません。他の書類で対応はしてもらえますか？ | A15<br>海外在住の方の場合は、代替書類として、在留証明書（本籍記載のあるもの）の提出をお願いいたします。 |
| 提出書類 | Q16<br>参考英訳が HP にあるのですが、そちらを使用してもよいですか？（例：外国人研究者が共著者の場合の「別紙様式４　許諾書」の参考英訳使用等。） | A16<br>提出様式は定められたもののみをご利用ください。参考英訳はあくまで記載内容の説明用とご理解ください。 |
| 提出方法 | Q17<br>郵送や代理人（委任状あり）で論文提出はできますか？ | A17<br>受付できるのは、「指定日時（厳守）に本人が持参提出した論文のみ」です。予めご了承ください。 |
| 論文申請料 | Q18<br>論文申請料を支払う必要があ | A18<br>在学中の方（＝修士申請者・課程博士申請者）は、不要です。また |

| | | |
|---|---|---|
| | りますか？ | 論文博士申請者でも、本学の博士後期課程に 1 年以上在学し所定の単位を修得した者で、退学後 1 年以内に学位の申請をする方は、免除します。それ以外の論文博士申請者の方は、論文提出時にお渡しする指定の振込用紙にて、指定の期日までに 57,000 円を納めてください。 |
| 論文申請料 | Q19<br>海外在住で、論文博士申請予定しています。申請料は、海外の銀行から送金してもよいですか？ | A19<br>本学指定の振込用紙がありますので、必ずそちらをご利用いただき、日本の銀行からお振込ください。 |
| 博士論文の体裁 | Q20<br>「博士」の学位論文はインターネット公開が原則となりましたが、膨大な研究業績や履歴書等の個人情報まで「論文」の範疇として公開されてしまうのでしょうか？ | A20<br>「論文」とは、いわゆる「学術冊子」に掲載されている部分のことです。膨大な研究業績や履歴書等の個人情報については、公開対象ではありません。学位審査上必要であるため、提出時は全セットに研究業績や履歴書もつけていただいてはおりますが、9 月及び 2 月の教授会前までにいただき後日図書館へ収蔵させていただくことになる「製本 3 冊（製本 1 冊と簡易製本 2 冊でも可）」については、研究業績や履歴書まで「論文」として綴じこむ必要はありません。 |
| 研究倫理審査判定通知書 | Q21<br>首都大学東京大学院人間健康科学研究科（荒川キャンパスの学域）を満期退学したのですが、満期退学後に追加の実験や調査をしました。その追加部分の「研究倫理審査」は、退学後なので（首都大に在籍していないので）自身の所属機関で受けて承認されたものならあるのですが、それを提出する形でもよいですか？ | A21<br>そちらで結構です。首都大在学時に受けたものと、ご所属機関のものと、両方の写しをご提出ください。追加分については、所属機関のもので読み替えます。 |
| 研究倫理審査判定通知書 | Q22<br>首都大学東京大学院人間健康科学研究科に入学する前に、所属の研究倫理委員会の承認を得て研究を開始し、入学後に執筆・投稿した論文を「副論文」として提出予定です。「研究倫理審査」ですが、入学前であったため、当時の所属機関で受けて承認されたものならあるのですが、それを提出する形でもよいですか？ | A22<br>首都大に所属する以前のものは、当時のご所属機関のもので読み替えるので、そちらの写しをご提出ください。なお、副論文であっても、そこでの研究成果を本学での博士論文として提出するのですから、その旨は当時のご所属機関の研究倫理委員会で承認を得ておいてください。 |
| 研究倫理審査判定通知書 | Q23<br>論文博士を申請したいのですが、首都大学東京大学院人間健康科学研究科（荒川キャンパス | A23<br>首都大に所属したことがない方の場合は、ご所属機関のもので読み替えるので、そちらの写しをご提出ください。なお、ご所属機関での研究成果を本学での博士論文として提出するのですから、その旨 |

| | | |
|---|---|---|
| | の学域）に所属したことはありません。「研究倫理審査」は、自身の所属機関で受けて承認されたものならあるのですが、どうしたらよいですか？ | はご所属機関の研究倫理委員会で承認を得ておいてください。 |
| 研究倫理審査判定通知書 | Q24<br>人に関する研究で「研究倫理審査判定通知書」を出すようですが、動物に関する研究の場合は何か提出すべきですか？ | A24<br>動物実験等を行った場合は、動物実験を実施した機関から発行された倫理審査証明書があるはずですので、そちらを提出してください。その際、証明書に学位申請者の名前が記されていない場合には、動物実験と学位申請に係る研究の関係を別に記載して提出してください。 |